

○狛江市後援等の名義使用承認事務取扱要領

平成7年7月31日市長決裁

改正

平成16年1月6日市長決裁

令和6年3月7日市長決裁

令和7年7月29日市長決裁

狛江市後援等の名義使用承認事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益に資し広く市民生活の向上に寄与すると認められる事業を行う団体等に対し、狛江市の名義を後援又は共催（以下「狛江市後援等」という。）として使用することを承認するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 後援 狛江市が、事業の趣旨に賛同し、その開催を奨励すること。

(2) 共催 狛江市が、事業の趣旨に賛同するとともに、共同開催者としてその事業の実施にあたること。

(承認基準)

第3条 狛江市後援等の名義使用の承認基準は、別表のとおりとする。

(承認の申請)

第4条 狛江市後援等の名義使用の承認を受けようとする団体等は、後援・共催名義使用申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 団体等の存在を明らかにするもの

(2) 役員その他事業関係者の氏名、住所等を明らかにするもの

(3) 事業目的及び事業計画を明らかにするもの（予算書を含む。）

(4) その他、特に必要と認めるもの

2 前項に掲げる添付書類は、必要に応じ省略することができる。

(承認の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請された日から起算して14日以内に可否を決定し、承認する場合にあっては、後援・共催名義使用の承認について（第2号様式）により、不承認の場合にあっては、後援・共催名義使用について（第3号様式）により団体等に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により名義使用を承認する場合は、一定の条件を付するものとする。

(承認期間)

第6条 承認期間は、3か月を限度とする。ただし、事業の性質上相当期間が必要と認められる場合は、この限りでない。

(事業の変更又は中止)

第7条 第5条第1項の規定による承認決定を受けた者（以下「承認決定者」という。）は、事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ後援・共催名義使用変更（中止）申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、事業内容等の軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、その可否を決定し、後援・共催名義使用変更（中止）承認（不承認）通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 承認決定者は、事業の完了日から起算して30日以内に後援・共催名義使用実績報告書（第6号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（承認の取消し）

第9条 市長は、第5条第1項の規定により名義使用の承認を受けた団体等が次の各号のいずれかに該当した場合は、承認を取り消すものとし、後援・共催名義使用承認取消通知書（第7号様式）により通知する。

（1）申請した事業の目的・内容等が事実と相違するとき。

（2）第5条第2項の規定による条件に違反したとき。

（3）市民に著しく迷惑を及ぼしたとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により名義使用の承認を取り消された団体等が受けた損害については、一切その責を負わない。

（事務処理）

第10条 事務処理は、申請する団体等及び事業に最も関連のある所管担当課が処理する。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成7年8月1日から施行する。

付 則（平成16年1月6日市長決裁）

この要領は、市長決裁の日から施行し、平成15年12月1日から適用する。

付 則（令和6年3月7日市長決裁）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年7月29日市長決裁）

1 この要領は、令和7年9月1日から施行する。

2 この要領の施行前に、第4条第1項に基づく申請又は第5条に基づく承認がされたものについては、なお従前の例による。

3 この要領の施行の際、改正前の要領により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表

狛江市後援等名義使用承認基準

	団体等について	事業の性格・内容について	狛江市等との役割分担について
後援	<p>事業を行う団体等が次の各要件に該当するもの。ただし、特に必要と認められた場合は、この限りでない。</p> <p>1 公益性があり、市民生活の向上に寄与するものであること。</p>	<p>事業の性格及び内容が次の各要件に該当するもの。ただし、特に必要と認められた場合は、この限りでない。</p> <p>1 市民生活の向上に寄与するものであること。</p>	—
共催	<p>2 売名及び営利を目的としないものであること。（営利を目的とする団体であっても、申請事業が非営利かつ公益的のものであり、広く市民生活の向上に寄与すると認められる場合も含む。）</p> <p>3 政治的中立の趣旨に反するものでないこと。</p> <p>4 宗教的目的を有していないものであること。</p> <p>5 反社会的、暴力的目的を有していないものであること。</p>	<p>2 無料で実施されるものであること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)公共団体、社会福祉関係団体など公共の福祉の増進を目的とする団体に対して、その事業収益の全額を寄付するために有料で行われるチャリティーショー等の行事の場合</p> <p>(2)申請事業の参加費、入場料等が当該事業の運営に係る実費相当額を等参加者から徴収して行う場合</p> <p>(3)狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条</p>	<p>狛江市又は狛江市の各行政委員会が次の役割を分担しているもの。ただし、特に必要と認められた場合は、この限りでない。</p> <p>1 団体等と狛江市又は狛江市の各行政委員会が当該事業費を分担しているもの（補助金等として事業費補助を受けている場合も含む。）</p> <p>2 狛江市又は狛江市の各行政委員会が当該事業の企画、運営に参加しているもの</p>

		<p>例（平成15年条例第1号）に規定する市民公益活動を行う団体であつて、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に基づく活動に充てるための事業の収益の場合</p> <p>3 広く一般市民に開放されるものであること。</p> <p>4 売名及び営利を目的としないものであること。</p> <p>5 政治的中立の趣旨に反するものでないこと。</p> <p>6 宗教的目的を有していないものであること。</p> <p>7 反社会的、暴力的目的を有していないものであること。</p> <p>8 その他、公序良俗に反するものでないこと。</p>	
--	--	---	--

第1号様式～第4号様式（省略）